

議会議案第2号

地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定に基づき専門的知見を活用しようとする。

平成29年3月27日提出

提出者

奈良市議会議員 植 村 佳 史

賛成者

奈良市議会議員 土 田 敏 朗

同 中 西 吉 日 出

地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用について

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定により、下記のとおり調査を委託するものとする。

記

- 1 調査事項 奈良市新斎苑基本計画及び付随する各種調査等の検証と考察
- 2 調査期間 平成29年4月1日から平成29年6月30日まで
- 3 調査を委託する者

東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授

古 関 潤 一 氏

奈良教育大学教育学部理科教育講座（火山地質学）教授

和 田 穰 隆 氏

元大阪産業大学人間環境学部教授

若 井 郁次郎 氏